

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年6月16日

熊本県知事 殿

株式会社ホームインプルーブメントひろせ
代表取締役 村上文彦
大分県大分市大字大分4887番地

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 HIヒロセスーパーコンボ大津店
所在地 熊本県菊池郡大津町室字東迫尻695番 外



2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の収容台数

【変更前】

駐車場の名称	出入口の数	収容台数	位 置
第1駐車場	3 箇所	109 台	建物敷地内平面
第2駐車場	1 箇所	115 台	建物敷地外西側平面
合 計	4 箇所	224 台	

【変更後】

駐車場の名称	出入口の数	収容台数	位 置
第1駐車場	3 箇所	109 台	建物敷地内平面
第2駐車場	1 箇所	41 台	建物敷地外西側平面
合 計	4 箇所	150 台	

※車椅子使用者用駐車施設の駐車台数は減少しない。

3 変更する年月日

令和9年2月17日(届出日より8ヶ月後を記載)

4 変更する理由

施設の利用実態を考慮し、土地（敷地内）の利用効率の向上を図るため。

5 駐車場切り離しの影響と考察

2025年3月～2026年2月のレジ通過実数を基に駐車場減少の考察を行った。

調査結果の年間上位3つの時間帯におけるピーク集客数は以下のとおりです。

対象日	時間帯	レジ通過数（人）
12/31（水）	11：00～12：00	379人
12/31（水）	10：00～11：00	324人
12/31（水）	15：00～16：00	323人

6 レジ通過数を基に大店立地法の駐車場算出根拠に基づく計算式を次頁に示す。

HIヒロセ大津店に於ける必要駐車台数の算出根拠

1位 2025年12月31日(水)11時台

件名: HIヒロセスーパーコンボ大津店

1

売場面積: 5,000 m²

地区の区分: その他 : その他

人口: 36,406 人 : 令和8年2月末

○既存店舗部分の来店実績による必要駐車台数計算式

事項等		各事項算出のための計算式等																				
地区の区分	その他	理由：その他																				
S: 店舗面積	5.000 千㎡																					
H: 実績数 2025年3月～ 2026年2月まで 上位1位	379.00 人	2025年12月31日(水) 11時台																				
C: 自動車分担率	80 %	<table><thead><tr><th></th><th>商業地区</th><th>その他地区</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">人口100万人以上</td><td>7.5+0.045L(L<500)</td><td rowspan="2">50</td></tr><tr><td>30 (L≥500)</td></tr><tr><td rowspan="2">人口40万人以上 100万人未満</td><td>12.5+0.055L(L<500)</td><td rowspan="2">65</td></tr><tr><td>40 (L≥500)</td></tr><tr><td rowspan="2">人口10万人以上 40万人未満</td><td>37.5+0.075L(L<300)</td><td rowspan="2">70</td></tr><tr><td>60 (L≥300)</td></tr><tr><td rowspan="2">人口10万人未満</td><td>40+0.1L(L<300)</td><td rowspan="2">80</td></tr><tr><td>70 (L≥300)</td></tr></tbody></table> (単位: %)			商業地区	その他地区	人口100万人以上	7.5+0.045L(L<500)	50	30 (L≥500)	人口40万人以上 100万人未満	12.5+0.055L(L<500)	65	40 (L≥500)	人口10万人以上 40万人未満	37.5+0.075L(L<300)	70	60 (L≥300)	人口10万人未満	40+0.1L(L<300)	80	70 (L≥300)
	商業地区	その他地区																				
人口100万人以上	7.5+0.045L(L<500)	50																				
	30 (L≥500)																					
人口40万人以上 100万人未満	12.5+0.055L(L<500)	65																				
	40 (L≥500)																					
人口10万人以上 40万人未満	37.5+0.075L(L<300)	70																				
	60 (L≥300)																					
人口10万人未満	40+0.1L(L<300)	80																				
	70 (L≥300)																					
D: 平均乗車人員	2.00 人/台	<table><thead><tr><th>店舗面積</th><th>乗車人員</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,000㎡未満</td><td>2.0</td></tr><tr><td>10,000㎡以上 20,000㎡未満</td><td>1.5+0.05S</td></tr><tr><td>20,000㎡以上</td><td>2.5</td></tr></tbody></table> (単位: 人/台)		店舗面積	乗車人員	10,000㎡未満	2.0	10,000㎡以上 20,000㎡未満	1.5+0.05S	20,000㎡以上	2.5											
店舗面積	乗車人員																					
10,000㎡未満	2.0																					
10,000㎡以上 20,000㎡未満	1.5+0.05S																					
20,000㎡以上	2.5																					
E: 平均駐車時間係数	0.95833	E=(30+5.5×S)÷60 <table><thead><tr><th>店舗面積</th><th>駐車時間係数</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,000㎡未満</td><td> $\frac{30+5.5S}{60}$ </td></tr><tr><td>10,000㎡以上 20,000㎡未満</td><td> $\frac{65+2S}{60}$ </td></tr><tr><td>20,000㎡以上</td><td>1.75</td></tr></tbody></table> (無単位)		店舗面積	駐車時間係数	10,000㎡未満	$\frac{30+5.5S}{60}$	10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65+2S}{60}$	20,000㎡以上	1.75											
店舗面積	駐車時間係数																					
10,000㎡未満	$\frac{30+5.5S}{60}$																					
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65+2S}{60}$																					
20,000㎡以上	1.75																					
必要駐車台数	146	実績数(H)×C÷D×E (端数処理: 切り上げ)																				

以上のとおり、直近一年間の来店実績数（最上位時間帯第3位まで）を大店立地法の必要駐車台数の計算式を基に予測を行った場合、同店の必要台数は最大で146台となる。

変更後の駐車台数は150台を予定しているため、駐車台数は充足するものと予測できる。

（3）変更後の周辺環境への考察

当店に於いてはその過半以上がホームセンターの業態である。この特性により比較的集客数の低い店舗である事を示している。

※届出書必要駐車台数の積算ページに記載の集客実数の根拠については、2025年3月～2026年2月までの最大来店数（参考資料として別紙提示済み）を基に積算しており、実績に応じた必要駐車台数の予測数値としても信頼できる数値となっている。

また、現在渋滞等の問題は発生しておらず、駐車台数の減の要因により、渋滞に繋がるものではないと予見できる。

（影響概要）

①駐車場の運用に関しては縮小した場合でも十分な余力があるものと予見できる。

②出入口の数及び位置の変更はない。よって、接道する公道に影響を与えるものではない。

③騒音の影響に於いては、音源が減少するものであり、周辺（隣接）地域に対する影響は現況よりも軽減されるものと予見できる。

但し、今回の駐車台数の減少の実施後、同店に於いて、駐車場が不足する様な状況が発生した場合や、また、減少が要因となる様な周辺交通への影響が発生した場合に於いては駐車場計画の見直しを図ります。

7 大規模小売店舗設置者の連絡先等

（1）設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

株式会社ホームインプループメントひろせ

大分県大分市大字大分4887番地

代表取締役 村上文彦

（届出責任者）

担 当：開発部長 清永浩司

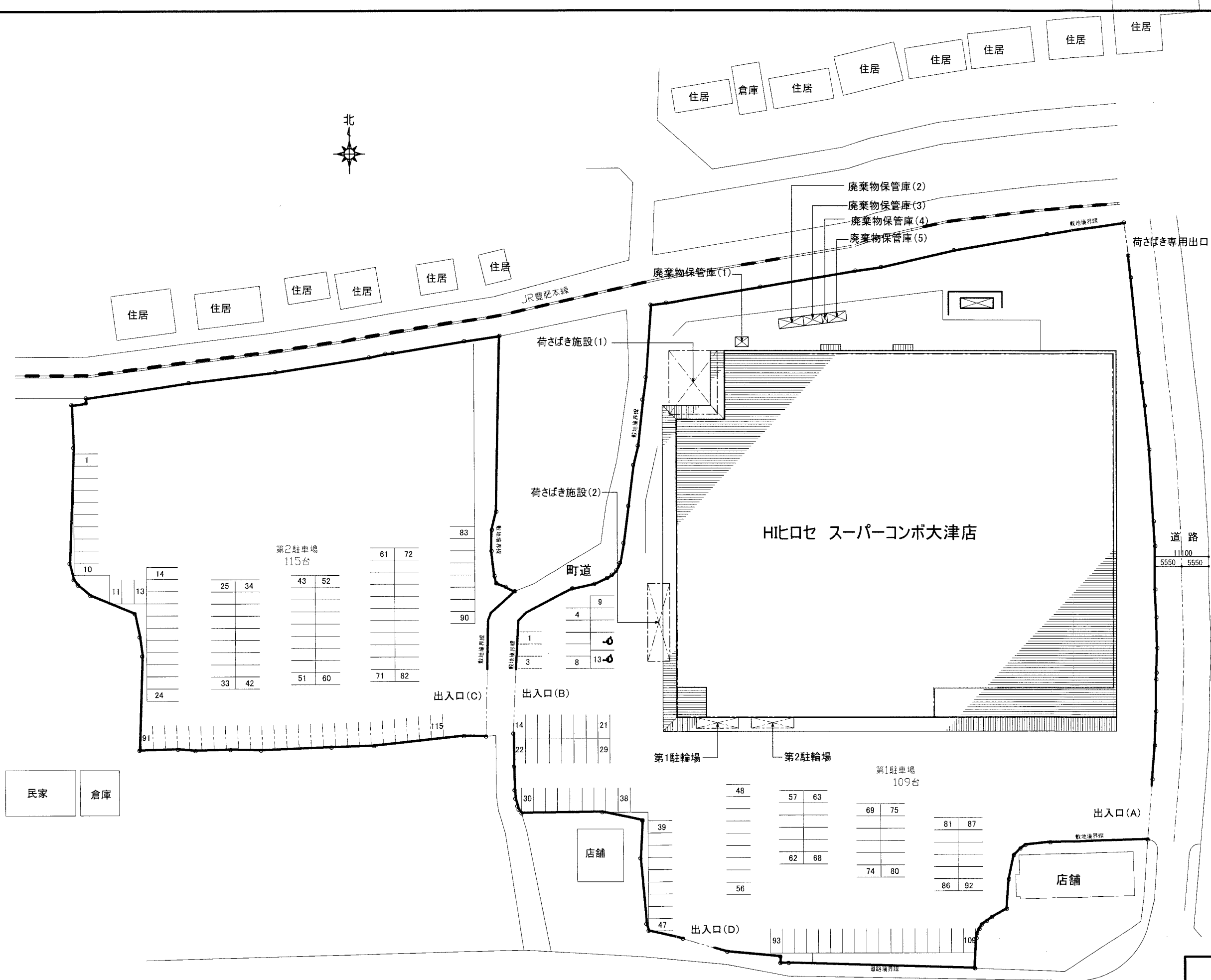
T E L：097-545-8666 F A X：097-545-8694

（届出事務代行者）

有限会社S F J 総合研究所

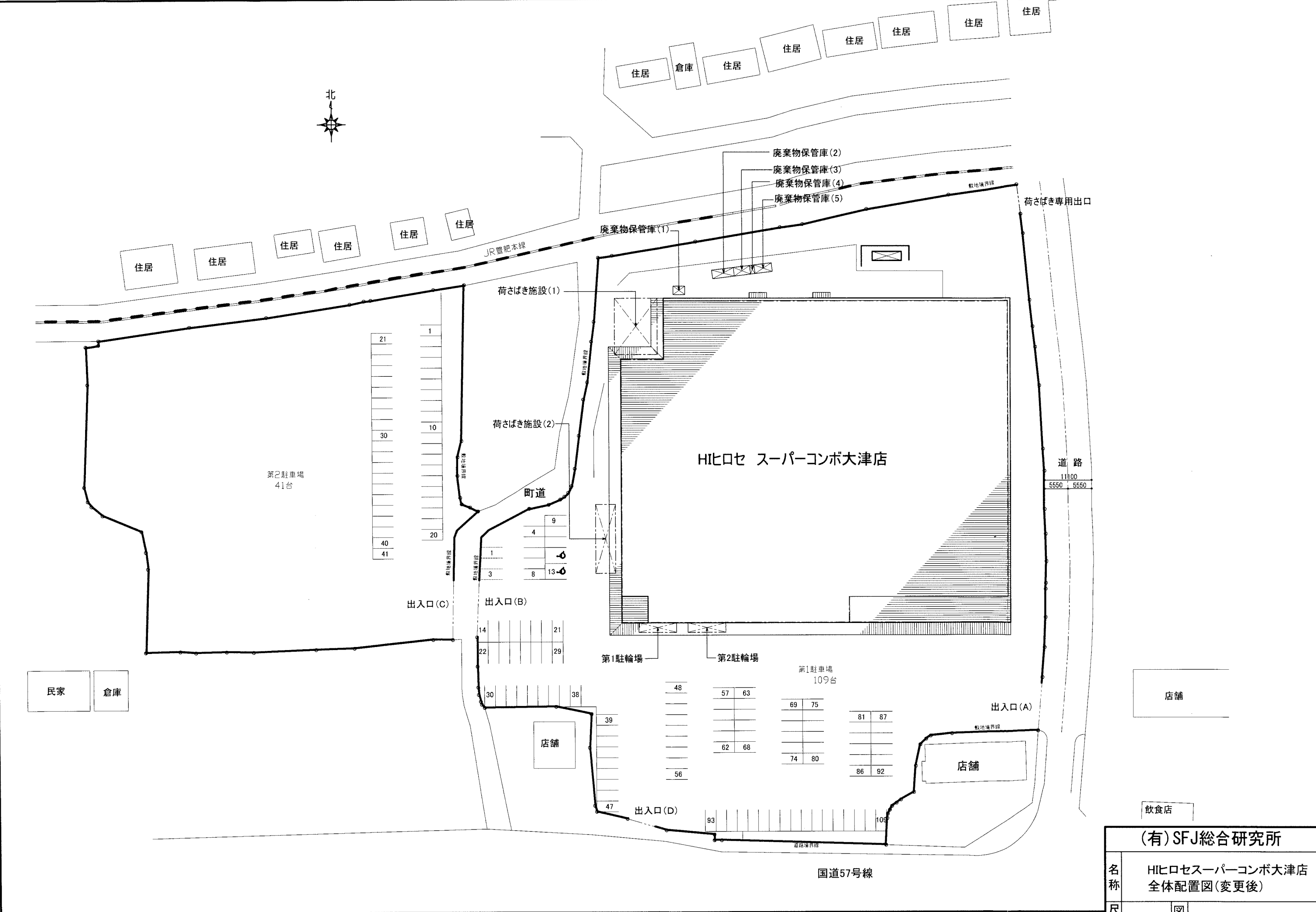
担 当：西村孝治

T E L：096-276-6757 F A X：096-276-6758



(有)SFJ総合研究所			
名称	Hヒロセスーパーコンボ大津店 全体配置図(変更前)		
尺度	1/800	図番	25012-01

全体配置図(変更前)



全体配置図(変更後)

(有)SFJ総合研究所			
名称	Hヒロセスーパーコンボ大津店 全体配置図(変更後)		
尺度	1/800	図番	25012-02

現在事項全部証明書

大分市大字大分4887番地
株式会社ホームインプループメントひろせ

会社法人等番号	3200-01-002521	
商号	株式会社ホームインプループメントひろせ	
本店	大分市古国府四丁目7番13号	令和3年1月16日住居表示実施
		令和3年1月18日登記
	大分市大字大分4887番地	令和8年4月1日移転
		令和8年4月1日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.hihirose.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大分市において発行する大分合同新聞に掲載する。	令和1年5月29日変更
		令和1年5月29日登記
会社成立の年月日	昭和38年9月17日	
目的	1. 陶磁器及び漆器並びに家庭用ガラス食器類の販売 2. 園芸用品及び園芸植物並びに肥料の販売 3. 木材及び建築用金物並びに建築資材の販売 4. 住宅設備機器及び日曜大工用品並びに工具類の販売 5. インテリア家具、エクステリア用品及び日用品並びに家庭用品の販売 6. ペット用品及びカー用品の販売並びにオートサービス 7. 家屋の改良及び修理サービス並びにその他営繕サービス 8. 不動産の賃貸及び管理並びに斡旋 9. 電器製品及び配線器具並びに配管用品の販売 10. 有価証券の保有及び売買 11. 喫茶及び食堂の連鎖店経営 12. 損害保険代理業 13. プリペイドカード（代金前払式証票）の発行及び販売・精算に関する業務 14. 貸金業 15. スーパーマーケットの経営 16. 生命保険の募集に関する業務 17. 古物の販売及び買取り 18. 酒類の販売 19. 医薬品及び医薬部外品並びに健康食品の販売 20. ディスカウントショップの経営 21. 医療機器及び用具の販売 22. 灯油の販売	

	23. インターネットによる通信販売 24. 食料品、衣料品及び日用雑貨等の輸入並びに販売 25. オール電化システム及び関連商品の販売、設置並びに保守 26. 太陽光発電システム及び家庭用風力発電システムの販売、設置並びに保守 27. 発電事業及びその管理、運営並びに電気の売買に関する事業 28. 前各号に附帯する一切の業務 平成24年 8月30日変更 平成24年 9月 3日登記	
単元株式数	1000株	平成25年 8月27日変更 平成25年 8月29日登記
発行可能株式総数	2000万株	平成25年 8月27日変更 平成25年 8月29日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 774万1520株	平成30年 5月17日変更 平成30年 5月21日登記
資本金の額	金3000万円	令和 1年 7月29日変更 令和 1年 7月29日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 足田直太郎	令和 5年 8月18日重任 令和 5年 8月28日登記
	取締役 足田修造	令和 5年 8月18日重任 令和 5年 8月28日登記
	取締役 村上文彦	令和 6年 5月21日就任 令和 6年 5月24日登記
	取締役 鶴本一真	令和 7年 1月16日就任 令和 7年 1月28日登記
	取締役 片桐伸二	令和 7年 1月16日就任 令和 7年 1月28日登記
	大阪府堺市東区大美野113番地14 代表取締役 足田直太郎	令和 5年 8月18日重任 令和 5年 8月28日登記

大分市大字大分4887番地
株式会社ホームインプルースメントひろせ

	福岡市博多区東光寺町二丁目9番31-802 号グランデールみな 代表取締役 村上 文彦	令和 7年 1月16日就任
		令和 7年 1月28日登記
	監査役 浦田 俊一	令和 5年 6月 1日就任
		令和 5年 6月 1日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 平成19年 8月29日設定 平成19年 9月 3日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役との間で、当該取締役、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。 平成27年 8月27日変更 平成27年 8月31日登記	
	令和 5年 8月18日変更 令和 5年 8月28日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

（大分地方法務局管轄）

令和 8年 4月21日

熊本地方法務局
登記官

向 井 英 美 子

